

保険金・給付金等を確実にご請求いただくために、代理請求についてご家族へのご説明をお願いします。

代理請求とは給付金受取人が被保険者となっているご契約で、給付金受取人（＝被保険者ご本人）が給付金等を請求できない特別な事情がある場合、戸籍上の配偶者（配偶者がいない場合は被保険者と生計を一にする親族）が代理人として給付金等をご請求いただける制度です。保険契約者が被保険者と同一人である場合の保険料の払込免除の請求についても、同様に取り扱います。健康還付特則については、指定代理請求人による代理請求の制度があります。健康還付給付金のお受取り対象年齢に到達する前に、保険料払込みの免除事由に該当し、指定代理請求人が健康還付給付金を請求するときは、保険料払込みの免除についても、指定代理請求人からご請求いただきます。※代理請求により、保険金・給付金等をお支払いした場合、被保険者にはその旨ご連絡はいたしません。が、保険金・給付金等のお支払い後に、被保険者（または保険契約者）から契約内容についてのご照会があったときは、保険金・給付金等をお支払いした旨回答せざるをえないことがあります。このため、被保険者（または保険契約者）に傷病名等を察知される可能性があることをご了承ください。

保険金・給付金等とは、保険金、給付金、保険料払込免除を指します。代理請求人の範囲や、代理請求できる保険金・給付金の種類等、詳しくは「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

保険金等の請求のご連絡先

●保険金請求受付専用ダイヤル
0120-536-338
受付時間 平日 9:00～18:00、土曜 9:00～17:00
（日曜・祝日・年末年始を除きます。）

●当社ホームページからもご連絡いただけます。
<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

あんしん生命のお客様へのサービス

サービスは予告なく変更される場合があります。各サービスは当社がグループ会社および提携会社を通じて提供します。詳細は、各サービスのチラシをご覧ください。

この保険にご契約のお客様・ご家族は**無料**(*)でご利用いただけます。

メディカルアシスト（各種医療サービス）

緊急医療相談／一般の健康相談
24時間 365日対応

・急に激しい頭痛。
どうしたらいいの…
・もらった薬の副作用が知りたい。

医療機関案内
24時間 365日対応
旅行先で急病！
最寄りの病院を知りたい！！

がん専用相談窓口
事前にご予約ください
抗がん剤を投与する予定。
精神的にも体力的にも不安…

転院・患者移送手配
24時間 365日対応
出張先で倒れ入院。自宅近くの病院に転院したい…
(*)転院・移送の実費についてはお客様のご負担となります。

予約制専門医相談
事前にご予約ください
持病の腰痛が気になる。
良い治療法はないかな…

人間ドック・脳ドック・がんPET検診優待サービス

0120-633-877 受付時間 平日9:30～17:30
(土曜・日曜・祝日、8/12～8/16、12/29～1/5は休業となります。)
(*)受診費用の実費については、お客様のご負担となります。

がんお悩み訪問相談サービス

0120-363-992 予約受付 24時間 365日対応

介護アシスト 介護に関するご家族の負担を軽減するサービスです。

●電話介護相談
社会福祉士・ケアマネジャー・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関する相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム」※をご利用いただくことも可能です。※お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、回答結果にもとづき、受診の勧奨や専門医療機関をご案内等いたします。

0120-428-834 受付時間 平日9:00～17:00（土曜・日曜・祝日、年末年始を除く）

●各種サービス優待紹介
高齢者の生活を支える各種サービス（家事代行など）を優待条件でご紹介します。(*)。電話介護相談と合わせてご利用いただくことで、介護負担の軽減や高齢者ご本人の自立度の維持につながるサービスをご検討いただけます。(*)サービスのご利用に係る費用はお客様のご負担となります。

(*)サービスの利用には、お客様のご負担となります。

●インターネットによる介護情報サービス
「介護情報ネットワーク」のホームページを通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関するさまざまな情報をご提供します。

「介護情報ネットワーク」
<https://www.kaigonw.ne.jp/>

デイリーサポート 趣味・レジャーから法律の相談など毎日の暮らしにお役に立つ情報をお届けします。

0120-285-110 (土曜・日曜・祝日、年末年始を除く)

① 社会保険に関するご相談

公的年金などの社会保険に関するご相談に、提携の社会保険労務士等がわかりやすく電話でお応えします。

社会保険 受付時間 平日10:00～18:00

② 法律・税務に関するご相談

身のまわりの法律や税金に関するご相談に、提携の弁護士等が電話でわかりやすくお応えします。

法律 受付時間 平日10:00～18:00

税務 受付時間 平日14:00～16:00

③ 暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報、マナー・冠婚に関する情報、各種スクール情報など、暮らしに役立つさまざまな情報を電話でご提供します。

暮らし 受付時間 平日10:00～16:00

取扱者/代理店

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル新館 〒100-0005
<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

<生命保険についてのご相談・お問合せ>
カスタマーセンター

0120-016-234

受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)



TOKIO MARINE
NICHIDO

本社募資 '19-KL01-019 E76-18200(6)改定201905

使わなかった保険料が戻ってくる “新しいカタチの医療保険”



TOKIO MARINE
NICHIDO

メディカルKit R

医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)健康還付特則 付加[無配当]

メディカルKit R

生存保障重点プラン

医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)健康還付特則、
特定疾病保険料払込免除特則 付加[無配当]

契約年齢 0歳～60歳



あんしん
セエメエ

アップグレード

2019.7
改定

あなたの人生に使わなかった
保険料が戻ってくる
保険でございます。

あんしんセエメエの詳細は

あんしん生命

検索

東京海上日動あんしん生命

≡ 掛け捨ての医療保険はもったいないと思っている方、今は健康だから必要ないと思っている方にもおすすめ ≡
メディカルKit R は、2つの「R」で“新しい医療保険のカタチ”をご提案します。

リターン！
return

R

所定の年齢までに
**払い込んだ保険料^{*1}の
 使わなかった分をリターン^{*2}します！**

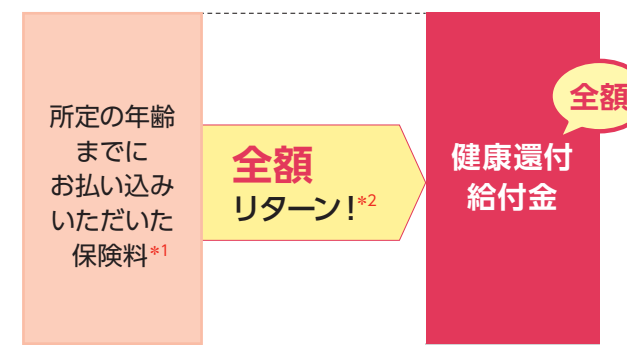
つまり

「所定の年齢」は、被保険者のご契約年齢によって下記のとおりとなります。

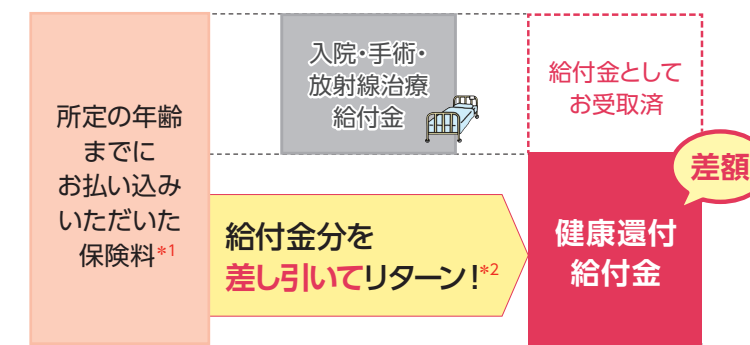
ご契約年齢	0～40歳	41～50歳	51～55歳	56～60歳
所定の年齢 (健康還付給付金のお受取り対象年齢)	60歳または70歳	70歳	75歳	80歳

所定の年齢までにお払い込みいただいた保険料^{*1}は、「健康還付給付金」もしくは、「入院給付金等」としてお受け取りいただくことができます。お受け取りいただいた入院給付金等の合計額がお払い込みいただいた保険料を超えた場合、健康還付給付金のお受取りはありません。

●入院給付金等のお受取りがない場合



●入院給付金等のお受取りがあった場合



リザーブ！
reserve

R

一生涯の医療保障を、
**加入時のお手ごろな保険料で
 リザーブ(予約)します！**

つまり

しかも、所定の年齢に到達し、健康還付給付金(リターン)を受け取ったあとも、主契約の、

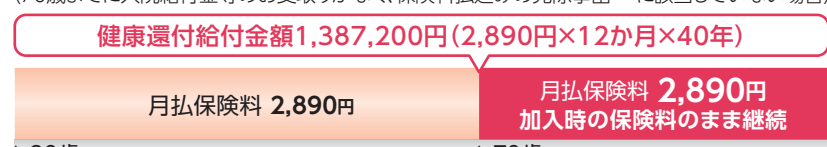
- 保険料は加入時のままで変わりません。**
- 保障は一生涯続きます。**

健康であれば、所定の年齢までにお払い込みいただいた保険料^{*1}を、健康還付給付金としてお受け取りいただくことができますので、**実質的な保険料負担を軽くすることができます。**

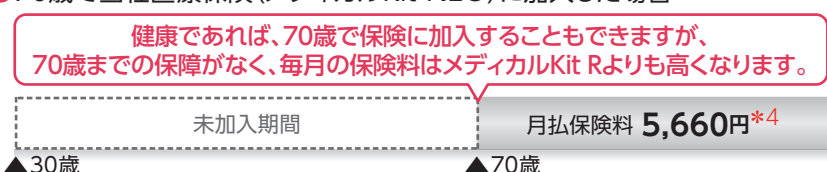
【メディカルKit Rと当社医療保険(メディカルKit NEO)に加入した場合の例】

性別:男性/入院給付金日額:5,000円/保険期間:保険料払込期間:終身(口座振替扱)/1入院60日型/手術給付金・放射線治療給付金の給付倍率:1型/死亡保険金の給付倍率:0倍(死亡保障なし)

●30歳でメディカルKit Rに加入した場合【健康還付給付金受取対象年齢:70歳】(70歳までに入院給付金等のお受取りがなく、保険料払込みの免除事由^{*3}に該当していない場合)



●70歳で当社医療保険(メディカルKit NEO)に加入した場合



入院する確率が高まる時期に、**加入時のお手ごろな保険料のまま、医療保障を継続**することができます。



メディカルKit R

の健康還付給付金^{*}を老後の資金等に充てることもできます。

※入院給付金等のお受取金額によっては、健康還付給付金のお受取りがない場合もあります。

海外旅行に行こう！

老後の生活費や保険料に充てようかな。

介護にかかる費用等、あまり考えたくないけれど準備は必要だね…

- ^{*1} 被保険者が所定の年齢に到達する、年単位の契約応当日の前日までの既払込保険料相当額。各種特約・特定疾病保険料払込免除特則は付加せず、死亡保険金を担保しないものとして計算します。所定の年齢は契約年齢が0～40歳の場合は60歳または70歳、41～50歳の場合は70歳、51～55歳の場合は75歳、56～60歳の場合は80歳となります。ただし、所定の年齢に到達する前に保険料払込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日までの既払込保険料相当額とします。
- ^{*2} 被保険者が健康還付給付金支払日に生存しているとき、健康還付給付金支払日とは、被保険者が健康還付給付金のお受取り対象年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。ただし、その日の前日までに保険料払込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日とします。被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いしないタイプにご契約で解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金をお受け取りいただけます。(死亡保険金をお支払いするタイプについては、11ページをご覧ください。)
- ^{*3} 詳細については、18ページの【保険料払込みの免除について】をご確認ください。
- ^{*4} 2019年7月時点のメディカルKit NEO(医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型))の保険料。

注目 大きな病気になったあとの**保険料払込みの心配を解決!!**

さらに **メディカルKit R** を強化した **生存保障重点プラン**

次のページをご覧ください。

強化!



生存保障重点プラン (特定疾病保険料払込免除特則 付加) なら、 特定疾病になったときの保険料の負担に備えることができます!

メディカルKit R が ぐーっと強化される2つのポイント!!

特定疾病【**悪性新生物(がん)**・**心疾患**・**脳血管疾患**】で
所定の状態に該当された場合【注】

ポイント
1

将来の**保険料のお払込みが不要**
となります!!
しかも、**保障は一生涯**続きます。

ポイント
2

健康還付給付金のお受取り対象年齢になる前に該当された場合
**該当された時点で、それまでに払い込んだ
保険料の使わなかった分をリターン**します※!

※該当された時点で、該当された日までにお払い込みいただいた保険料(払込方法にかかわらず、月払・口座振替扱の保険料とします。各種特約・特定疾病保険料払込免除特則は付加せず、死亡保険金を担保しないものとして計算します。)から、それまでにお受け取りいただいた入院給付金等を差し引いた金額を健康還付給付金としてお受け取りいただけます。(健康還付給付金のお受取りは、保険期間を通じて1回を限度とします。)

【注】保険料のお払込みが不要となる特定疾病および所定の状態(特定疾病保険料払込免除特則 付加)
以下の①または②に該当されたとき*1、将来の保険料のお払込みが不要(免除)となります。

特定疾病	所定の状態
① 悪性新生物(がん)	初めて悪性新生物*2と診断確定されたとき*3
② 心疾患・脳血管疾患	心疾患*2または脳血管疾患を発病したと診断され、所定の手術*4または継続20日以上入院治療を受けたとき

*1 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により保険料払込みの免除事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、保険料払込みの免除事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

*2 上皮内新生物や高血圧性心疾患は対象になりません。その他、対象となる疾病の詳細については、普通保険約款の別表をご確認ください。

*3 悪性新生物については、責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までを不担保期間とし、不担保期間終了まで(責任開始期前を含みます。)に悪性新生物に罹患した場合、悪性新生物による保険料払込みの免除はいたしません。この場合、不担保期間終了後に新たに悪性新生物に罹患されても、悪性新生物による保険料払込みの免除はいたしません。悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的所見が得られない場合は、その他の所見を認めることがあります。

*4 手術給付金のお支払事由に該当する手術および先進医療*5に該当する手術を対象とします。

*5 公的医療保険制度の法律に定める評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(厚生労働大臣が先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等で行われるもの)に限ります。ただし、療養を受けた時点で公的医療保険制度の給付の対象となっていた場合等は、先進医療とはいきません。

事例

健康診断でがんが見つかった
Aさん(60歳・男性)の場合



メディカルKit R 生存保障重点プラン

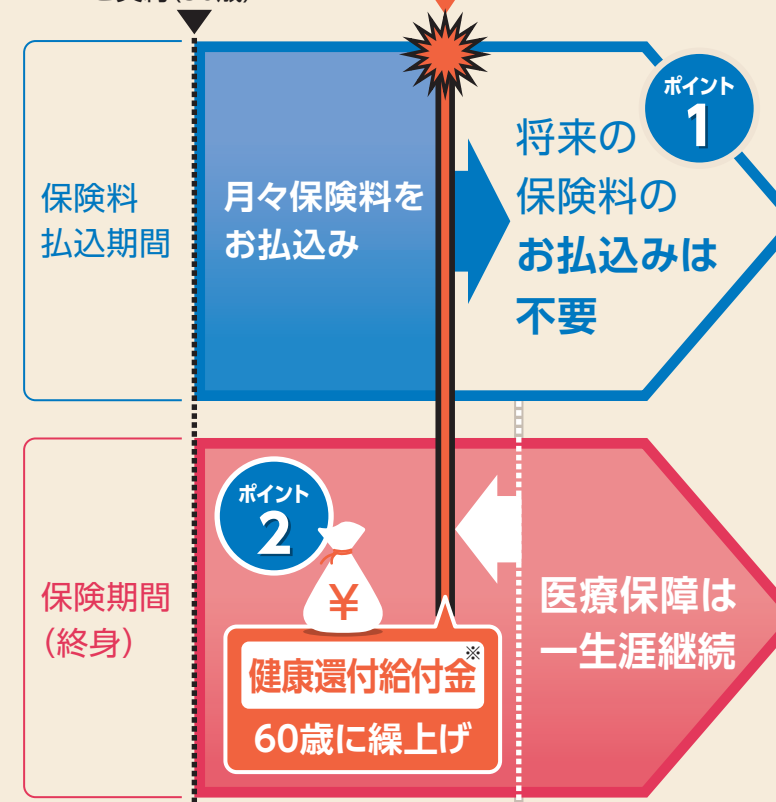
契約条件

契約年齢: 30歳 / 健康還付給付金受取対象年齢: 70歳 /
保険期間: 保険料払込期間: 終身 / 特定疾病保険料払込免除
特則 付加 / 死亡保険金の給付倍率: 0倍(死亡保障なし)

<イメージ図>

ご契約(30歳)

がんと診断される(60歳)



健康還付給付金のお受取り対象年齢(70歳)

※健康還付給付金のお受取例は、6ページをご参照ください。

大きな病気になったあとの保険料の支払いが不安だったけど、がんと診断されたあとの保険料の支払いが必要なくなって、医療保障も一生涯続くから安心できたよ。

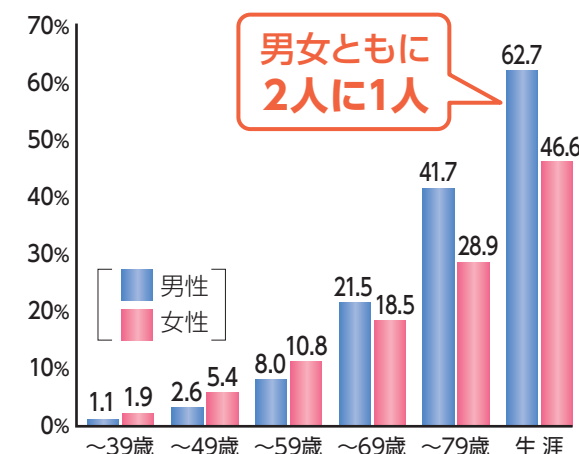
がんと診断されたときに、まとまったお金を受け取れたから、当面の治療費や生活費に使えて治療に専念できたのは助かったな。



年齢を重ねると、
大きな病気にかかる
心配があります

各年齢までの累積がん罹患リスク

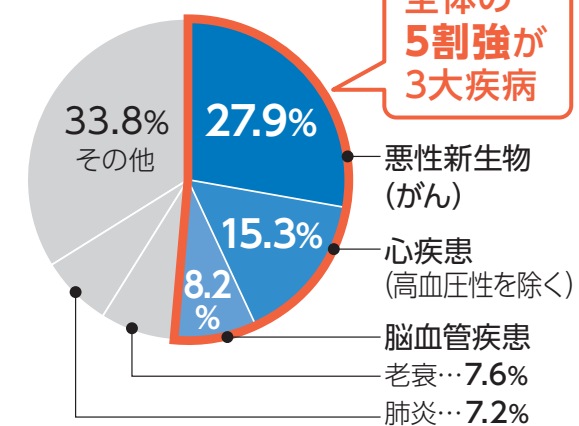
(ある年齢までにがんと診断されるおおよその確率で
2012年のデータをもとにしたものです)



出典: (公財) がん研究振興財団
「がんを防ぐための新12か条2017」

主な死因とその割合

悪性新生物(がん)・心疾患・脳血管疾患は、日本の全死因の5割強を占めています。



出典: 厚生労働省「平成29年(2017) 人口動態統計(確定数)の概況」

「保障内容」については
次ページをご覧ください。



R 保障内容

入院給付金日額が10,000円・5,000円タイプの他に、7,000円タイプもあります。

→

主契約

10,000円タイプ

5,000円タイプ

基本保障

入院の保障

病気やケガで所定の入院をされたとき。

[疾病入院給付金] [災害入院給付金]

手術・放射線治療の保障

公的医療保険制度の給付対象の手術・放射線治療*¹または骨髄等の採取術*²を受けられたとき。

[手術給付金] [放射線治療給付金]

死亡の保障

死亡されたとき。

[死亡保険金]

健康還付特則

被保険者が健康還付給付金支払日*³に生存しているとき*⁴。

[健康還付給付金]

(保険期間を通じて1回を限度)

日 額

10,000円 × 入院日数分

[支払限度日数 1入院60日／通算1,095日]

入院中の手術または骨髄等の採取術*²

10万円

上記以外(外来)の手術

5万円

放射線治療*¹

1回につき 10万円

日 額

5,000円 × 入院日数分

[支払限度日数 1入院60日／通算1,095日]

入院中の手術または骨髄等の採取術*²

5万円

上記以外(外来)の手術

2.5万円

放射線治療*¹

1回につき 5万円

なし

死亡保険金をお支払いするタイプもございます。
詳細については、11ページをご確認ください。

所定の年齢までにお払い込みいただいた保険料*⁵から、それまでにお受け取りいただいた入院給付金等を差し引いた金額をお受け取りいただけます。

ご契約年齢	0～40歳	41～50歳	51～55歳	56～60歳
所定の年齢 (健康還付給付金のお受取り対象年齢)	60歳または70歳	70歳	75歳	80歳

➡ オプション



生存保障重点プラン 特定疾病保険料 払込免除特則

所定の高度障害状態または所定の身体障害状態になったときに加えて、特定疾病で所定の状態に該当したとき。^{*9}

〈 任意付加 〉

以下のいずれかに該当したとき、**将来の保険料のお払込みが免除となります。**

悪性新生物（がん）

責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後の保険料払込期間中に、初めて悪性新生物*⁶に罹患したと、医師によって診断確定されたとき。

心疾患・脳血管疾患

責任開始期以後に心疾患*⁷または脳血管疾患を発病したと医師によって診断され、所定の手術*⁸または継続20日以上入院治療を受けたとき。

さらに、健康還付給付金のお受取り対象年齢に到達する前に該当した場合は、その時点で**健康還付給付金をお受け取り**いただけます。

該当日までに悪性新生物（がん）・心疾患・脳血管疾患等で入院給付金等をお受け取りいただいた場合は、給付金分を差し引いた金額をお受け取りいただけます。
詳細については、18ページの【保険料払込みの免除について】をご確認ください。

ニーズに合わせて特約も付加できます。

➡ 詳しくは12～17ページをご覧ください。

⚠ 解約返戻金について

- 基本保障、付加される特約、特定疾病保険料払込免除特則は、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 健康還付特則については、健康還付給付金支払日前に限り解約返戻金があります。
解約返戻金の額は、契約年齢・性別・保険料の払込年月数・経過年月数および入院給付金等の支払額により異なります。
- 解約返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額になり、特にご契約後短期間で解約された場合はほとんどありません。
また、入院給付金等の支払額によっては、解約返戻金が多くなる場合もあります。
- 健康還付特則および特定疾病保険料払込免除特則のみの解約はできません。

R 健康還付給付金(リターン)お受取例

契約条件

性別：男性／契約年齢：30歳／入院給付金日額：5,000円／保険期間・保険料払込期間：終身（口座振替扱）／健康還付給付金受取対象年齢：70歳／死亡保険金の給付倍率：0倍（死亡保障なし）

の場合

(注) ケース①、ケース②は、70歳までに保険料払込みの免除事由に該当していない場合

ケース① 入院給付金等のお受取りがない場合

所定の年齢までにお払い込みいただいた保険料*⁵ **全額**をお受け取り

月払保険料
2,890円

健康還付給付金(リターン)

1,387,200円

既払込保険料

1,387,200円…^①
(2,890円×12か月×40年間)

70歳以降の
月払保険料
2,890円

▲ご契約(30歳)

▲70歳

—生涯

ケース② 入院給付金等のお受取りがあった場合

既にお受け取りいただいた入院給付金等を**差し引いた金額**をお受け取り

月払保険料
2,890円

30日間入院して
手術を1回受けた
受取総額
200,000円…^②

■入院30日間…150,000円
■手術(入院中)…50,000円

健康還付給付金(リターン)

1,187,200円

^①1,387,200円－^②200,000円
(既払込保険料－受取総額)

70歳以降の
月払保険料
2,890円

▲ご契約(30歳)

▲70歳

—生涯

生存保障重点プラン

■上記の契約条件に
特定疾病保険料払込
免除特則を付加

60歳で初めて**がんと診断された場合**
(それまでに入院給付金等のお受取りがない場合)

保険料払込みの免除事由に該当した日までにお払い込みいただいた保険料相当額*⁵をお受け取り

月払保険料
3,500円

健康還付給付金(リターン)

1,040,400円

(2,890円*×12か月×30年間)
※ケース①、②月払保険料と同額

〔ご参考〕実際の既払込保険料

1,260,000円
(3,500円×12か月×30年間)

将来の保険料の
お払込みは不要

▲ご契約(30歳)

▲特定疾病で所定の
状態に該当(60歳)

▲70歳

—生涯

*¹ 放射線治療は60日間に1回を給付限度とします。

*² 骨髄等の採取術については、責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた手術につき、保険期間を通じて1回を限度としてお支払いします。

*³ 被保険者が健康還付給付金のお受取り対象年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。ただし、その日の前日までに保険料払込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日とします。

*⁴ 被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いしないタイプにご契約で解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金をお受け取りいただけます。

*⁵ 被保険者が所定の年齢に到達する、年単位の契約応当日の前日までの既払込保険料相当額。各種特約・特定疾病保険料払込免除特則は付加せず、死亡保険金を担保しないものとして計算します。所定の年齢は契約年齢が0～40歳の場合は60歳または70歳、41～50歳の場合は70歳、51～55歳の場合は75歳、56～60歳の場合は80歳となります。ただし、所定の年齢に到達する前に保険料払込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日までの既払込保険料相当額とします。

*⁶ 「上皮内新生物」は対象になりません。また、悪性新生物については、責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までを不担保期間とし、不担保期間終了まで(責任開始期前を含みます。)に悪性新生物に罹患した場合、悪性新生物による保険料払込みの免除はいたしません。この場合、不担保期間終了後に新たに悪性新生物に罹患されても、悪性新生物による保険料払込みの免除はいたしません。

*⁷ 「高血圧性心疾患」は対象になりません。

*⁸ 手術給付金のお支払事由に該当する手術および先進医療に該当する手術を対象とします。

*⁹ 特定疾病保険料払込免除特則を付加しない場合、所定の高度障害状態または所定の身体障害状態に該当したときに限り、将来の保険料のお払込みが免除となります。この場合、所定の年齢に到達する前に該当した場合は、その時点で健康還付給付金をお支払いします。

➡ 保険期間：終身 保険料払込期間：終身 口座振替扱 死亡保険金の給付倍率：0倍(死亡保障なし)

入院給付金日額が10,000円・5,000円タイプの他に、7,000円タイプもあります。

2019年7月2日現在

ご契約年齢(歳)	特定疾病保険料 払込免除特則 付加なし		特定疾病保険料 払込免除特則付加あり 生存保障重点プラン		健康還付給付金のお受取り対象年齢
	10,000円 タイプ	5,000円 タイプ	10,000円 タイプ	5,000円 タイプ	
0	0～5歳は 5,000円 タイプのみ となります。	1,790	0～5歳は 5,000円 タイプのみ となります。	1,935	70歳
1		1,770		1,920	
2		1,750		1,900	
3		1,725		1,880	
4		1,720		1,880	
5		1,710		1,870	
6	3,410	1,705	3,730	1,865	
7	3,420	1,710	3,770	1,885	
8	3,440	1,720	3,800	1,900	
9	3,450	1,725	3,820	1,910	
10	3,500	1,750	3,880	1,940	75歳
11	3,540	1,770	3,970	1,985	
12	3,580	1,790	4,030	2,015	
13	3,620	1,810	4,110	2,055	
14	3,650	1,825	4,170	2,085	
15	3,730	1,865	4,300	2,150	
16	3,830	1,915	4,470	2,235	
17	3,920	1,960	4,610	2,305	
18	4,060	2,030	4,820	2,410	
19	4,160	2,080	4,990	2,495	
20	4,260	2,130	5,210	2,605	80歳
21	4,350	2,175	5,290	2,645	
22	4,470	2,235	5,430	2,715	
23	4,590	2,295	5,570	2,785	
24	4,700	2,350	5,700	2,850	
25	4,840	2,420	5,860	2,930	
26	5,030	2,515	6,090	3,045	
27	5,180	2,590	6,260	3,130	
28	5,390	2,695	6,510	3,255	
29	5,570	2,785	6,750	3,375	
30	5,780	2,890	7,000	3,500	*1 60歳
31	6,010	3,005	7,300	3,650	
32	6,200	3,100	7,550	3,775	
33	6,410	3,205	7,850	3,925	
34	6,620	3,310	8,130	4,065	
35	6,820	3,410	8,420	4,210	
36	7,090	3,545	8,760	4,380	
37	7,380	3,690	9,160	4,580	
38	7,630	3,815	9,500	4,750	
39	7,950	3,975	9,930	4,965	
40	8,250	4,125	10,330	5,165	70歳
41	8,570	4,285	10,820	5,410	
42	8,910	4,455	11,340	5,670	
43	9,270	4,635	11,860	5,930	
44	9,650	4,825	12,460	6,230	
45	9,940	4,970	12,950	6,475	
46	10,310	5,155	13,520	6,760	
47	10,650	5,325	14,090	7,045	
48	10,690	5,345	14,270	7,135	
49	10,730	5,365	14,490	7,245	
50	10,820	5,410	14,730	7,365	75歳
51	12,220	6,110	16,860	8,430	
52	12,570	6,285	17,530	8,765	
53	12,930	6,465	18,230	9,115	
54	13,320	6,660	18,970	9,485	
55	13,670	6,835	19,690	9,845	
56	13,500	6,750	19,960	9,980	
57	14,100	7,050	21,040	10,520	
58	14,800	7,400	22,290	11,145	
59	15,510	7,755	23,520	11,760	
60	16,140	8,070	24,680	12,340	

*1 ご契約年齢41歳以上については、60歳でのお受取りはできません。

⚠ 生命保険料控除について

メディカルKit Rの保険料の一部は、生命保険料控除の対象になりません。生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となるのは、「同条件のメディカルKit NEO」*をご契約いただいた場合の保険料相当額となります。詳細は当社の取扱者／代理店にお問い合わせいただくか、当社から発行する「生命保険料控除証明書」等にてご確認ください。

ご契約	生命保険料控除の対象となる保険料
メディカルKit R	メディカルKit NEO*の保険料相当額
メディカルKit R・ 生存保障重点プラン (特定疾病保険料払込免除特則付加あり)	メディカルKit NEO*(特定疾病保険料 払込免除特則付加あり)の保険料 相当額

*メディカルKit NEO(医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型))(手術給付金・放射線治療給付金の給付倍率の型はI型)

➡ 保険期間：終身 保険料払込期間：終身 口座振替扱 死亡保険金の給付倍率：0倍(死亡保障なし)

(健康還付給付金のお受取り対象年齢に到達する前に、保険料払込みの免除事由に該当していない場合)

健康還付給付金は、特定疾病保険料払込免除特則付加なしと、特定疾病保険料払込免除特則付加あり(**生存保障重点プラン**)で同じ金額になります。また、死亡保険金をお支払いしないタイプとお支払いするタイプも同じ金額になります。

詳細は、18ページ「**健康還付給付金のお支払いについて**」をご確認ください。

2019年7月2日現在

ご契約年齢(歳)	10,000円 タイプ	5,000円 タイプ	健康還付給付金のお受取り対象年齢
	10,000円 タイプ	5,000円 タイプ	
0	0～5歳は 5,000円タイプ のみとなります。	1,503,600	70歳
1		1,465,560	
2		1,428,000	
3		1,386,900	
4		1,362,240	
5		1,333,800	
6	2,618,880	1,309,440	
7	2,585,520	1,292,760	
8	2,559,360	1,279,680	
9	2,525,400	1,262,700	
10	2,520,000	1,260,000	75歳
11	2,506,320	1,253,160	
12	2,491,680	1,245,840	
13	2,476,080	1,238,040	
14	2,452,800	1,226,400	
15	2,461,800	1,230,900	
16	2,481,840	1,240,920	
17	2,493,120	1,246,560	
18	2,533,440	1,266,720	
19	2,545,920	1,272,960	
20	2,556,000	1,278,000	*1 60歳
21	2,557,800	1,278,900	
22	2,574,720	1,287,360	
23	2,588,760	1,294,380	
24	2,594,400	1,297,200	
25	2,613,600	1,306,800	
26	2,655,840	1,327,920	
27	2,672,880	1,336,440	
28	2,716,560	1,358,280	
29	2,740,440	1,370,220	
30	2,774,400	1,387,200	70歳
31	2,812,680	1,406,340	
32	2,827,200	1,413,600	
33	2,846,040	1,423,020	
34	2,859,840	1,429,920	
35	2,864,400	1,432,200	
36	2,892,720	1,446,360	
37	2,922,480	1,461,240	
38	2,929,920	1,464,960	
39	2,957,400	1,478,700	
40	2,970,000	1,485,000	75歳
41	2,982,360	1,491,180	
42	2,993,760	1,496,880	
43	3,003,480	1,501,740	
44	3,010,800	1,505,400	
45	2,982,000	1,491,000	
46	2,969,280	1,484,640	
47	2,939,400	1,469,700	
48	2,822,160	1,411,080	
49	2,703,960	1,351,980	
50	2,596,800	1,298,400	80歳
51	3,519,360	1,759,680	
52	3,469,320	1,734,660	
53	3,413,520	1,706,760	
54	3,356,640	1,678,320	
55	3,280,800	1,640,400	
56	3,888,000	1,944,000	
57	3,891,600	1,945,800	
58	3,907,200	1,953,600	
59	3,908,520	1,954,260	
60	3,873,600	1,936,800	

*1 ご契約年齢41歳以上については、60歳でのお受取りはできません。

⚠ 実際の健康還付給付金について

所定の年齢までにお払い込みいただいた保険料*1から、それまでにお受け取りいただいた入院給付金等*2を差し引いた金額になります。

*1 被保険者が所定の年齢に到達する、年単位の契約応当日の前日までの既払込保険料相当額。各種特約・特定疾病保険料払込免除特則は付加せず、死亡保険金を担保しないものとして計算します。

*2 健康還付給付金支払対象期間中の入院・手術・放射線治療に対して支払われる主契約の給付金の合計額をいいます。(各種特約の給付金等は含みません。)

➡

保険期間：終身 保険料払込期間：終身 口座振替扱 死亡保険金の給付倍率：0倍(死亡保障なし)

入院給付金日額が10,000円・5,000円タイプの他に、7,000円タイプもあります。

2019年7月2日現在

ご契約年齢(歳)	特定疾病保険料 払込免除特則 付加なし		特定疾病保険料 払込免除特則付加あり 生存保障重点プラン		健康還付給付金のお受取り対象年齢
	10,000円 タイプ	5,000円 タイプ	10,000円 タイプ	5,000円 タイプ	
0	0～5歳は 5,000円 タイプのみ となります。	1,885	0～5歳は 5,000円 タイプのみ となります。	2,100	70歳
1		1,875		2,095	
2		1,865		2,085	
3		1,855		2,085	
4		1,860		2,100	
5		1,870		2,105	
6	3,780	1,890	4,290	2,145	
7	3,820	1,910	4,350	2,175	
8	3,900	1,950	4,440	2,220	
9	3,980	1,990	4,550	2,275	
10	4,060	2,030	4,660	2,330	
11	4,140	2,070	4,760	2,380	
12	4,220	2,110	4,850	2,425	
13	4,270	2,135	4,910	2,455	
14	4,390	2,195	5,070	2,535	
15	4,500	2,250	5,200	2,600	
16	4,620	2,310	5,350	2,675	
17	4,780	2,390	5,540	2,770	
18	4,940	2,470	5,740	2,870	
19	5,060	2,530	5,880	2,940	
20	5,210	2,605	6,080	3,040	75歳
21	5,330	2,665	6,240	3,120	
22	5,490	2,745	6,440	3,220	
23	5,650	2,825	6,640	3,320	
24	5,810	2,905	6,840	3,420	
25	5,930	2,965	7,000	3,500	
26	6,060	3,030	7,170	3,585	
27	6,190	3,095	7,340	3,670	
28	6,250	3,125	7,450	3,725	
29	6,380	3,190	7,610	3,805	
30	6,470	3,235	7,750	3,875	
31	6,620	3,310	7,970	3,985	
32	6,730	3,365	8,160	4,080	
33	6,880	3,440	8,390	4,195	
34	7,070	3,535	8,680	4,340	
35	7,210	3,605	8,930	4,465	
36	7,380	3,690	9,190	4,595	
37	7,550	3,775	9,460	4,730	
38	7,710	3,855	9,740	4,870	
39	7,930	3,965	10,080	5,040	80歳
40	8,100	4,050	10,360	5,180	
41	8,360	4,180	10,720	5,360	
42	8,590	4,295	11,010	5,505	
43	8,850	4,425	11,340	5,670	
44	9,070	4,535	11,630	5,815	
45	9,280	4,640	11,910	5,955	
46	9,290	4,645	11,940	5,970	
47	9,370	4,685	12,050	6,025	
48	9,410	4,705	12,100	6,050	
49	9,440	4,720	12,160	6,080	
50	9,480	4,740	12,220	6,110	
51	11,950	5,975	15,320	7,660	
52	12,000	6,000	15,420	7,710	
53	12,040	6,020	15,500	7,750	
54	12,060	6,030	15,580	7,790	
55	12,140	6,070	15,710	7,855	
56	14,240	7,120	18,470	9,235	
57	14,670	7,335	19,010	9,505	
58	15,050	7,525	19,510	9,755	
59	15,450	7,725	20,020	10,010	
60	15,770	7,885	20,460	10,230	

*1 ご契約年齢41歳以上については、60歳でのお受取りはできません。

⚠ 生命保険料控除について

メディカルKit Rの保険料の一部は、生命保険料控除の対象になりません。生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となるのは、「同条件のメディカルKit NEO」*をご契約いただいた場合の保険料相当額となります。詳細は当社の取扱者／代理店にお問い合わせいただくか、当社から発行する「生命保険料控除証明書」等にてご確認ください。

ご契約	生命保険料控除の対象となる保険料
メディカルKit R	メディカルKit NEO*の保険料相当額
メディカルKit R・ 生存保障重点プラン (特定疾病保険料払込免除特則付加あり)	メディカルKit NEO*(特定疾病保険料 払込免除特則付加あり)の保険料 相当額

*メディカルKit NEO(医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型))(手術給付金・放射線治療給付金の給付倍率の型はI型)

➡

保険期間：終身 保険料払込期間：終身 口座振替扱 死亡保険金の給付倍率：0倍(死亡保障なし)

(健康還付給付金のお受取り対象年齢に到達する前に、保険料払込みの免除事由に該当していない場合)

健康還付給付金は、特定疾病保険料払込免除特則付加なしと、特定疾病保険料払込免除特則付加あり(**生存保障重点プラン**)で同じ金額になります。また、死亡保険金をお支払いしないタイプとお支払いするタイプも同じ金額になります。

詳細は、18ページ「**健康還付給付金のお支払いについて**」をご確認ください。

2019年7月2日現在

ご契約年齢(歳)	10,000円 タイプ	5,000円 タイプ	健康還付給付金のお受取り対象年齢
	10,000円 タイプ	5,000円 タイプ	
0	0～5歳は 5,000円タイプ のみとなります。	1,583,400	70歳
1		1,552,500	
2		1,521,840	
3		1,491,420	
4		1,473,120	
5		1,458,600	
6	2,903,040	1,451,520	
7	2,887,920	1,443,960	
8	2,901,600	1,450,800	
9	2,913,360	1,456,680	
10	2,923,200	1,461,600	
11	2,931,120	1,465,560	
12	2,937,120	1,468,560	
13	2,920,680	1,460,340	
14	2,950,080	1,475,040	
15	2,970,000	1,485,000	
16	2,993,760	1,496,880	
17	3,040,080	1,520,040	
18	3,082,560	1,541,280	
19	3,096,720	1,548,360	
20	3,126,000	1,563,000	75歳
21	3,134,040	1,567,020	
22	3,162,240	1,581,120	
23	3,186,600	1,593,300	
24	3,207,120	1,603,560	
25	3,202,200	1,601,100	
26	3,199,680	1,599,840	
27	3,194,040	1,597,020	
28	3,150,000	1,575,000	
29	3,138,960	1,569,480	
30	3,105,600	1,552,800	
31	3,098,160	1,549,080	
32	3,068,880	1,534,440	
33	3,054,720	1,527,360	
34	3,054,240	1,527,120	
35	3,028,200	1,514,100	
36	3,011,040	1,505,520	
37	2,989,800	1,494,900	
38	2,960,640	1,480,320	
39	2,949,960	1,474,980	
40	2,916,000	1,458,000	80歳
41	2,909,280	1,454,640	
42	2,886,240	1,443,120	
43	2,867,400	1,433,700	
44	2,829,840	1,414,920	
45	2,784,000	1,392,000	
46	2,675,520	1,337,760	
47	2,586,120	1,293,060	
48	2,484,240	1,242,120	
49	2,378,880	1,189,440	
50	2,275,200	1,137,600	
51	3,441,600	1,720,800	
52	3,312,000	1,656,000	
53	3,178,560	1,589,280	
54	3,039,120	1,519,560	
55	2,913,600	1,456,800	
56	4,101,120	2,050,560	
57	4,048,920	2,024,460	
58	3,973,200	1,986,600	
59	3,893,400	1,946,700	
60	3,784,800	1,892,400	

⚠ 実際の健康還付給付金について

所定の年齢までにお払い込みいただいた保険料*1から、それまでにお受け取りいただいた入院給付金等*2を差し引いた金額になります。

*1 被保険者が所定の年齢に到達する、年単位の契約応当日の前日までの既払込保険料相当額。各種特約・特定疾病保険料払込免除特則は付加せず、死亡保険金を担保しないものとして計算します。

*2 健康還付給付金支払対象期間中の入院・手術・放射線治療に対して支払われる主契約の給付金の合計額をいいます。(各種特約の給付金等は含みません。)

*1 ご契約年齢41歳以上については、60歳でのお受取りはできません。

注目

万一のときに備えて、死亡の保障をお手ごろな保険料で一生涯確保することができます！
(所定の条件を満たし、死亡保険金をお支払いするタイプにご契約の場合)



万一のとき、家族になるべく負担をかけないようにしたいな…いくら準備すればいいんだろう…



葬儀費用は地域や慣習による違い、葬儀の内容等によって千差万別ですが、平均の合計額は約196万円です。また、お墓代にかかる費用、片づけ(遺品整理)の費用等が必要になる場合があります。

葬儀費用の合計

平均 約196万円

出典：(一財)日本消費者協会「第11回葬儀についてのアンケート調査(平成29年1月)」

お墓代として必要と思われる費用(予想額)

平均 約190万円

出典：エフピー教育出版「平成30年サラリーマン世帯生活意識調査」

- 解約したときの返戻金がないかわりに死亡保障の保険料をおさえることができ、医療保障とあわせて死亡保障も一生涯続くので、もしものときに安心です。しかも、「**生存保障重点プラン**」なら、たとえば悪性新生物(がん)と診断されたあとの保険料のお払込みが不要となり、医療と死亡の保障を一生涯確保することができます。

死亡保険金額は、「入院給付金日額×死亡保険金の給付倍率」となります。

死亡保険金の給付倍率は、50倍～500倍(50倍単位)で所定の条件にもとづき設定いただけます(注)。

なお、この計算式の結果が健康還付特則の解約返戻金額を下まわるときは、解約返戻金額と同額をお受け取りいただけます。

(注)ご契約内容等により、設定いただける死亡保険金の給付倍率が異なります。所定の条件につきましては、取扱者／代理店にご確認ください。

【死亡保険金をお支払いするタイプのご契約に際して、ご注意くださいこと】

- 死亡保障部分の保険料は健康還付給付金(リターン)の対象とはなりません。
- メディカルKit Rの死亡保険金は、**解約返戻金をなくすことにより、一般的な死亡保険より割安な保険料で、終身の死亡保障をご提供するものです。**(健康還付特則部分は、健康還付給付金支払日前に限り、解約返戻金があります。死亡保険金部分を含めた基本保障部分は、保険期間を通じて解約返戻金はありません。)
- このため、メディカルKit Rの死亡保険金には、**解約返戻金を活用した資産形成機能はなく、将来、ご契約内容を見直す場合等でも解約返戻金を活用することはできません。**未成年のお客様を被保険者とする場合は、ご契約に際して特にご注意ください。
- メディカルKit Rの死亡保険金部分を解約返戻金のある当社の死亡保険(終身保険)と比較すると次のとおりです。払込保険料合計額・解約返戻金は、各年度の末日までの保険料が全額払い込まれた場合の値を表示しています。

【共通契約条件】 計算基準日：2019年7月2日 年齢：30歳、性別：男性 保険期間・保険料払込期間：終身 死亡保険金額：500万円 保険料払込方法：月払(口座振替扱)	保険種類	メディカルKit R 死亡保険金部分			(ご参考) 終身保険		
	月払保険料	4,500円			8,655円		
	経過年数	払込保険料合計額(①)	解約返戻金(②)	返戻率(②÷①)	払込保険料合計額(①)	解約返戻金(②)	返戻率(②÷①)
【 メディカルKit R 契約条件】 入院給付金日額：10,000円 入院給付金の支払限度の型：60日型 手術給付金および放射線治療給付金の給付倍率の型：I型 特定疾病保険料払込免除特則付加	1年	54,000円	0円	0.0%	103,860円	0円	0.0%
	5年	270,000円	0円	0.0%	519,300円	237,500円	45.7%
	10年	540,000円	0円	0.0%	1,038,600円	820,000円	78.9%
	20年	1,080,000円	0円	0.0%	2,077,200円	1,661,000円	79.9%
	30年	1,620,000円	0円	0.0%	3,115,800円	2,499,000円	80.2%
	40年	2,160,000円	0円	0.0%	4,154,400円	3,305,000円	79.5%
	50年	2,700,000円	0円	0.0%	5,193,000円	4,020,000円	77.4%

⚠ 生命保険料控除について

この保険に適用される生命保険料控除の種類は次のとおりです。

詳細は当社の取扱者／代理店にお問い合わせいただくか、当社から発行する「生命保険料控除証明書」等にてご確認ください。

控除の種類	対象となる保険契約・特約
一般生命保険料控除	メディカルKit R(主契約)*で、死亡保険金をお支払いするタイプかつ死亡保険金の給付倍率を100倍超と指定しているご契約
介護医療保険料控除	メディカルKit R(主契約)*(上記以外の場合)、先進医療特約、特定治療支援特約、重度5疾病・障害・重度介護保障特約、女性疾病保障特約、3大疾病入院支払日数無制限特約、通院特約、抗がん剤治療特約、がん診断特約、悪性新生物初回診断特約、がん通院特約、手術給付金の追加払に関する特約

*メディカルKit Rの保険料の一部は生命保険料控除の対象になりません。生命保険料控除の対象となるのは、「同条件のメディカルKit NEO(医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)(手術給付金・放射線治療給付金の型はI型))」の保険料相当額となります。

進歩する医療技術による治療費に備えるために…

所定の悪性新生物と診断確定された場合に、

将来の死亡保険金のお受取りに代えて保険金をお受け取りいただけます！

特定悪性新生物保険金前払特約

(死亡保険金をお支払いするタイプで特定疾病保険料払込免除特則を付加した場合)

特約
保険料は
不要！

保険期間は
主契約と同じ

- 所定の悪性新生物(がん)と診断確定された場合*¹、ご希望により、主契約の死亡保険金額のうち全部または一部に代えて、特定悪性新生物保険金*²をお受け取りいただけます。そのため、死亡保険金を前払で受け取り、**今後ますます多様化するがん治療等の費用に活用するか、万一のときまで確保しておくか**について、お選びいただけます。

*¹ 所定の悪性新生物は以下のとおりです。

- 悪性新生物の病期分類*³によりⅢ期またはⅣ期に分類されること
- 悪性新生物が認められない状態となった後、再発したこと
- 他の臓器に転移したこと

〔標準治療がないか、標準治療が終了した、または標準治療の終了が見込まれる場合を含みます。標準治療の終了とは、医学的に効果が認められる一通りの標準治療をすべて受けたが、効果がなかったことをいいます。〕

*² 特定悪性新生物保険金のお受取額は、次のとおりです。

〔主契約の死亡保険金額のうち指定した金額×請求日における被保険者の年齢・性別等に応じた給付割合(91%～99%)〕

*³ 「悪性新生物の病期分類」とは、国際対がん連合(UICC)が発行する「TNM悪性腫瘍の分類第8版」において定められた病期分類をいいます。

(注) 主契約の責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までを悪性新生物に関する不担保期間、不担保期間終了日の翌日を特約の責任開始日とし、その日から特約上の保障を開始します。不担保期間終了まで(責任開始期前を含みます。)に悪性新生物と診断確定された場合は、この特約は無効となり、保険金のお支払いはいたしません。

詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

R おすすめの特約

「**先進医療を受けたときの高額な医療費負担に備えたい**」という方に。

先進医療特約

保険期間・保険料払込期間は
10年

- 病気やケガにより公的医療保険制度における所定の先進医療を受けられたとき、**先進医療にかかわる技術料**をお受け取りいただけます。(支払限度額は通算2,000万円となります。)

- 先進医療とは、公的医療保険制度の法律に定める評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(厚生労働大臣が先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等で行われるものに限ります。)*をいいます。ただし、療養を受けた時点で公的医療保険制度の給付の対象となっていた場合等は、先進医療とはいいません。(特約の保険期間中に対象となる先進医療は変動します。)
 - 公的医療保険制度にもとづき給付の対象となる費用や、技術料以外の自己負担となる費用等は対象となりません。
 - 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化によりお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、お支払事由の変更を行うことがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。
- *詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。

技術料の
実額を保障

通算
2,000万円

⚠ 特約の保険料や保険金・給付金について

- 特約の保険料は健康還付給付金(リターン)の対象とはなりません。
- 一方で、特約部分から支払われた保険金・給付金は健康還付給付金(リターン)の減額の対象とはなりません。
- 付加される特約については、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

R おすすめの特約

「手術の保障を手厚くしたい」という方に。

手術給付金の追加払に関する特約

保険期間・保険料払込期間は
主契約と同じ

- 病気やケガにより所定の手術を受けられたとき、手術の種類に応じて、**主契約の手術給付金に上乘せして**この特約の手術給付金をお受け取りいただけます。
- 特約よりお受け取りいただいた手術給付金については、メディカルKit Rの健康還付給付金の減額の対象とはなりません。
(主契約よりお受け取りいただいた手術給付金については、健康還付給付金の減額の対象となります。)

- メディカルKit R(主契約)で所定の手術を受けられたとき、手術の種類にかかわらず給付倍率は最大10倍までしか保障されません。本特約を付加することで、重篤な手術を受けられたとき、最大40倍まで保障されるため、手厚く保障することができます。
- この特約で対象となる手術の種類と給付倍率は次のとおりです。

手厚い
手術保障!

	手術の種類		給付倍率
①	開頭手術*1、四肢切断術*2、脊髄腫瘍摘出術、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の移植手術*3		30倍
②	開胸・開腹手術*4	i.悪性新生物に対する手術 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する手術	30倍
		ii.上記i以外の手術	10倍
③	胸腔鏡、縦隔鏡、腹腔鏡を用いた手術		10倍

*1 穿頭術は含みません。

*2 手指・足指を除きます。

*3 移植手術は日本国内で臓器の移植に関する法律に沿って行われたものに限り、また、臓器の移植を受ける患者を対象とし、臓器の提供者は対象となりません。

*4 帝王切開娩出術を除きます。また、胸腔鏡、縦隔鏡、腹腔鏡を用いた手術は含みません。

メディカルKit R(手術給付金の追加払に関する特約 付加)

この特約の手術給付金は、**〈主契約の入院給付金日額〉×〈給付倍率(手術の種類に応じて、30倍または10倍*1)〉**となります。

本特約で
追加払いする部分

特定の
手術
10倍・
30倍*1

主契約から
お支払いする部分

入院中手術
10倍

外来手術 5倍

悪性新生物(がん)で入院し開腹手術を受けられた場合のお受取例(入院給付金日額1万円のご契約)

●主契約からお支払いする手術給付金額 **10万円**

●本特約部分からお支払いする手術給付金額*2 **30万円**

合計のお受取金額 **40万円**

*1 この特約の対象となる手術を外来(入院中以外)で受けた場合は、この特約の給付倍率をそれぞれ30倍から35倍、10倍から15倍と読み替えて適用します。

*2 特約の保険料は健康還付給付金(リターン)の対象とはなりません。したがって、本特約部分から支払われた給付金は健康還付給付金(リターン)の減額対象とはなりません。

- この特約を付加した場合、主契約とこの特約の手術給付金を合計したお受取金額は、当社医療保険メディカルKit NEO(医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型))(手術給付金・放射線治療給付金の給付倍率の型はⅢ型)と同額となります。

各特約の保障内容や保険金・給付金のお支払事由等、詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

「女性特有の疾病や3大疾病等に手厚く備えたい」という方に。

女性疾病保障特約

保険期間・保険料払込期間は
主契約と同じ

- 女性特有の所定の疾病や3大疾病**を含む「特定の病気」で入院されたとき、主契約の疾病入院給付金と別にこの特約の入院給付金をお受け取りいただけます。
- 乳がんで乳房を切除し、乳房再建手術を受けられたとき、**乳房再建給付金を一時金**でお受け取りいただけます。
- 「初期入院保障特則」を付加した場合は、9日以内の短期入院でも、**一律10日分**の入院給付金をお受け取りいただけます(任意付加)。

- 「特定の病気」は次のとおりです。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

〈女性特有の病気〉

- 乳房・子宮・卵巣の良性新生物
- 子宮頸(部)の上皮内がん
- 子宮筋腫
- 卵巣のう腫
- 妊娠・分娩の合併症、流産

など

〈女性に多い病気〉

- バセドウ病
- 鉄欠乏性貧血等の貧血
- 下肢の静脈瘤
- 胆石症、胆のう炎
- 胆腎結石、尿管結石

など

〈3大疾病〉

- がん(悪性新生物・上皮内新生物)
- 心疾患(高血圧性心疾患を除く)
- 脳血管疾患

短期入院も
長期入院も
手厚く保障*

*初期入院保障特則付加、入院日数無制限型の場合

乳房再建手術
を受けたら
一時金

- 入院給付金は、入院開始初日からお受け取りいただけます。
- 女性疾病保障特約の入院給付金日額は、5,000円以上、1,000円単位(主契約の入院給付金日額以下、当社所定の範囲内)でお選びいただけます。

入院給付金の支払限度の型は、無制限型または60日型からお選びいただけます。

〈支払限度日数〉

- ・無制限型:支払日数に制限なし
- ・60日型:1回の入院は60日(主契約と同じ)、保険期間中の通算は1,095日。

〈無制限型のイメージ〉

女性疾病保障特約の入院給付金
(支払限度日数:なし)

主契約の疾病入院給付金
(支払限度日数:1入院60日/通算1,095日)

乳房再建給付金は、**(女性疾病保障特約の入院給付金日額)×(乳房再建給付金倍率(200倍))**となります。

- 乳房再建給付金の支払限度回数は、1乳房につき1回となります。

【「女性疾病保障特約・乳房再建給付金」についてご注意いただきたいこと】

- 乳房再建給付金の対象となる乳がん(乳房の悪性新生物)に、上皮内新生物は含まれません。
- 責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までを乳房の悪性新生物に関する不担保期間とします。不担保期間終了まで(責任開始期前を含みます。)に悪性新生物・上皮内新生物に罹患された場合は、乳房再建給付金のお支払いはいたしません。この場合、不担保期間終了後に新たに乳房の悪性新生物に罹患されても乳房再建給付金のお支払いはいたしません。

⚠ 特約の保険料や保険金・給付金について

- 特約の保険料は健康還付給付金(リターン)の対象とはなりません。一方で、特約部分から支払われた保険金・給付金は健康還付給付金(リターン)の減額の対象とはなりません。
- 付加される特約については、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

「就業不能や障害状態・要介護状態になったときに備えたい」という方に。

重度5疾病・障害・重度介護保障特約

保険期間・保険料払込期間は
60歳、65歳、70歳

- 5疾病（①悪性新生物（がん）、②急性心筋梗塞、③脳卒中、④肝硬変、⑤慢性腎不全）で働けなくなった場合や病気やケガで障害状態・要介護状態となった場合に、**毎月所定の給付金**をお受け取りいただけます。
- お支払事由に該当した場合、その後、定期的にご申告いただくことなく、毎月給付金をお受け取りいただけます。**

●(1)～(3)のいずれかに該当した場合に、「給付金支払期間」を通じて、毎月所定の給付金をお受け取りいただけます。

- (1) 5疾病による所定の就業不能状態*1が60日を超えて継続したと診断されたとき
- (2) 病気やケガにより、次のいずれかの障害状態に該当したとき
 - 国民年金法にもとづく障害等級1級または2級と認定されたとき(精神の障害による障害等級2級を除きます。)
 - 所定の生活障害状態*2に該当したとき
- (3) 病気やケガによる所定の要介護状態*3が180日を超えて継続したと診断されたとき

自宅療養でも
お受取り*

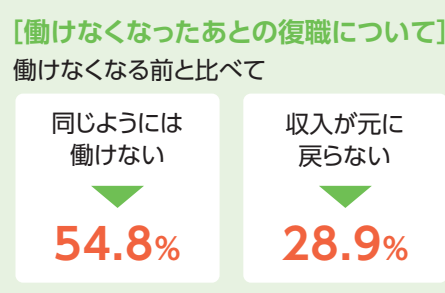
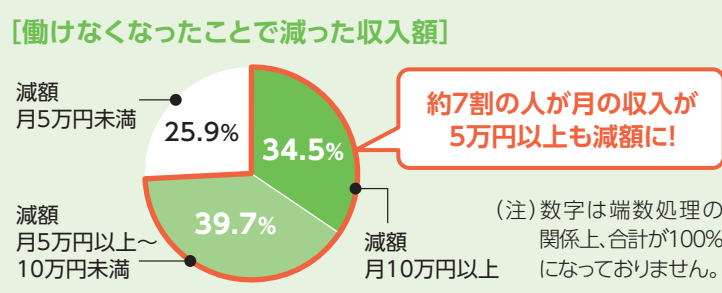
*医師の指示を受けて
自宅で治療に専念する
場合に限りです。

- *1 就業不能状態とは、5疾病の治療を目的として所定の入院をしている状態、または、5疾病により医師の指示を受けて自宅等で治療に専念し、職種を問わず、すべての業務に従事できない状態をいいます。ただし、死亡した後や、5疾病が治癒した後は、就業不能状態とはいいません。
- *2 生活障害状態とは、国民年金法にもとづく障害等級1級または2級に相当し、回復の見込みのない状態として当社が定めるものをいいます。**ただし、精神の障害による障害等級2級に相当する状態は対象とはなりません。**
- *3 要介護状態とは、次の①、②のいずれかの状態をいいます。ただし、死亡した後は要介護状態とはいいません。
(特約条項に定める保険会社独自の認定基準によるものであり、公的介護保険制度で定める要介護状態とは異なります。)
① 常時寝たきり状態で、下記のアに該当し、かつ、下記イ～オのうち、2項目以上に該当して他人の介護を必要とする状態
ア.ベッド周辺の歩行が自分ではできない、イ.衣服の着脱が自分ではできない、ウ.入浴が自分ではできない、エ.食物の摂取が自分ではできない、オ.大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない
② 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を必要とする状態

【「重度5疾病・障害・重度介護保険金」のお受取りについて】

- 「給付金支払期間」を通じて、特約給付金月額を毎月お受け取りいただけます。(給付金月額は、5万円～15万円(1万円単位)で設定できます。)また、一時にお受け取りいただくことや、一部を一時受取とし残りを毎月お受け取りいただくこともできます。
- 「給付金支払期間」は、2年または5年のいずれかからお選びいただけます。

- 【「重度5疾病・障害・重度介護保障特約」についてご注意いただきたいこと】
- 「上皮内新生物」は対象になりません。
- 「慢性腎不全」とは、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版) 準拠」に定める慢性腎臓病のステージ4または5に分類されるものをいいます。
- 悪性新生物による就業不能状態については、責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までを不担保期間とし、不担保期間終了まで(責任開始期前を含みます。)に罹患した悪性新生物により就業不能状態となった場合、保険金はお支払いいたしません。この場合、不担保期間終了後に新たに罹患した悪性新生物により就業不能状態となったときも、保険金はお支払いいたしません。
- 国民年金法等の改正が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、保険金・給付金のお支払事由の変更を行うことがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。



出典:「就業不能に関する調査」当社調べ(2018年9月)

「長引く生活習慣病の治療に備えたい」という方に。

特定治療支援特約

保険期間・保険料払込期間は
主契約と同じ

- 所定の生活習慣病(対象の疾病は①がん(悪性新生物・上皮内新生物)、②心疾患、③脳血管疾患、④肝硬変、⑤慢性腎不全、⑥糖尿病(3大合併症)です。)で治療等を受けられたとき、給付金を**疾病の種類ごとに1年に1回、最大5回**お受け取りいただけます。

- 対象となる疾病や給付割合を3つの型(I・II・III型)からお選びいただけます。
- 保障は一生継続し、疾病の種類ごとに1年に1回、最大5回、給付金をお受け取りいただけます。**(上皮内新生物・糖尿病は1回が限度となります。)**
- 契約者が法人の場合、この特約を付加することはできません。

選べる
対象疾病と
給付割合

**特定治療支援給付金額は50万円・100万円からお選びいただけます。
また、お支払額は「特定治療支援給付金額×給付割合」となります。**

保障は
一生涯!

[特約の対象疾病とお支払いの要件等]

対象となる疾病				対象となる治療等		通算 支払限度	Ⅲ型	Ⅱ型	Ⅰ型
				1回目	2～5回目		1回あたりの給付割合		
6 疾病	3 大 疾 病	が ん	悪性新生物	診断確定 されたとき	3大治療*2を 受けたとき	5回	100%		
			上皮内新生物		—	1回	50%		
		心疾患(高血圧性を除く)		手術または継続20日以上 の入院治療を受けたとき	5回	100%			
		脳血管疾患			5回				
	肝硬変		治療*3を受けたとき	5回	100%	50%	—		
	慢性腎不全*1			5回					
	糖尿病 (3大合併症併発)			—				1回	

- *1 「慢性腎不全」とは、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版) 準拠」に定める慢性腎臓病のステージ4または5に分類されるものをいいます。
- *2 悪性新生物の「3大治療」とは、「手術」「放射線治療」「抗がん剤治療」をいいます。
- *3 肝硬変、慢性腎不全、糖尿病の治療は、公的医療保険制度の給付対象となる診療行為および先進医療に該当する診療行為に限りします。

【「特定治療支援特約」についてご注意いただきたいこと】

- 責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前(責任開始期前を含みます。)にがん(悪性新生物・上皮内新生物)に罹患したときは、がん(悪性新生物・上皮内新生物)による給付金のお支払いはいたしません。また、その後新たにがんに罹患されても、がん(悪性新生物・上皮内新生物)による給付金のお支払いはいたしません。
- 糖尿病の3大合併症とは、「糖尿病腎症」「糖尿病網膜症」「糖尿病神経障害」をいいます。

⚠ 特約の保険料や保険金・給付金について

- 特約の保険料は健康還付給付金(リターン)の対象とはなりません。一方で、特約部分から支払われた保険金・給付金は健康還付給付金(リターン)の減額の対象とはなりません。
- 付加される特約については、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

各特約の保障内容や保険金・給付金のお支払事由等、詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

その他の特約 [各特約の保障内容や保険金・給付金のお支払事由等、詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。]

さまざまな特約をプラスすることで、重い病気や、長期の入院に備えることも可能です。

3大疾病 の入院治療費に しっかり備えたい	3大疾病入院 支払日数無制限特約	3大疾病（がん、心疾患、脳血管疾患）で所定の入院をされた場合、主契約の支払限度日数を超えた分の入院給付金を、支払日数の制限なくお受け取りいただけます。
通院のときの治療費 にも備えておきたい	通院特約	主契約の入院給付金が支払われる入院をされ、かつ所定の期間内に通院された場合にお受け取りいただけます。
抗がん剤の治療費 にも しっかり備えたい	抗がん剤治療特約	抗がん剤治療の際、60か月を限度にお支払事由該当月ごとにお受け取りいただけます。
がんと診断 されたら、 まとまった治療資金が欲しい	がん診断特約	がん（悪性新生物・上皮内新生物）と診断されたら、一時金を2年に1回を限度に回数無制限でお受け取りいただけます。 ※上皮内新生物の診断給付金のお受取りは保険期間を通じて1回限りとします。
初めてがん（悪性新生物）と診断されたとき にしっかり備えたい	悪性新生物初回診断特約 （がん診断特約とセット）	悪性新生物と初めて診断されたら、一時金をお受け取りいただけます。
抗がん剤治療等、 がんの通院治療費 にも備えたい	がん通院特約 （3大疾病入院支払日数 無制限特約とセット）	がんにより所定の入院をされ、かつ所定の期間内に通院された場合にお受け取りいただけます。

⚠ 特約の保険料や保険金・給付金について

- ・特約の保険料は健康還付給付金（リターン）の対象とはなりません。
一方で、特約部分から支払われた保険金・給付金は健康還付給付金（リターン）の減額の対象とはなりません。
- ・付加される特約については、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

保険金・給付金のお支払事由について

この保険で支払われる保険金・給付金は以下のとおりです。保険金・給付金をお支払いできない場合もあります。詳細は「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

主契約 （特則）	保険金・給付金等の 種類	お支払事由の概要	お支払いする保険金額・給付金額等	ご注意 事項
メ ディ カル キ ー ト R	疾病入院 給付金	病気で所定の入院をしたとき	入院給付金日額×入院日数 支払限度日数 1入院60日／通算1,095日	右記 ^②
	災害入院 給付金	不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の入院をしたとき	入院給付金日額×入院日数 支払限度日数 1入院60日／通算1,095日	右記 ^②
	手術給付金	以下の①または②に該当したとき ①病気やケガで、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により、手術料の算定対象として列挙されている所定の手術を受けたとき ②造血幹細胞移植に用いる骨髄または末梢血幹細胞の提供を目的とする骨髄等の採取術を受けたとき	●支払事由に該当する入院中に受けた手術 または骨髄等の採取術 入院給付金日額×10 ●上記以外（外来）の手術 入院給付金日額×5	下記 ^① 右記 ^②
	放射線治療 給付金	病気やケガで、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により、放射線治療料の算定対象として列挙されている所定の放射線治療を受けたとき	入院給付金日額×10	下記 ^① 右記 ^②
	死亡保険金 （死亡保険金をお支払いするタイプにご契約の場合）	死亡したとき	入院給付金日額×死亡保険金の給付倍率 この計算式の結果が健康還付特則の解約返戻金額を下まわるときは、それと同額とします。	
健康還付特則	健康還付給付金	被保険者が健康還付給付金支払日（注）に生存しているとき（注）健康還付給付金支払日は次のとおりとします。 ①被保険者が健康還付給付金の支払対象年齢に到達する年単位の契約応当日 ②上記①の前日までに保険料払込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日	既払込保険料 ー 入院給付金等の合計額 この計算式の結果が0円以下となるときは、健康還付給付金のお支払いはありません。 支払限度回数 保険期間を通じて1回	右記 ^③

ご注意事項

①手術給付金・放射線治療給付金について

- ・手術給付金については、傷の処置や抜歯などお支払いの対象外となる手術や、お支払回数に制限がある場合があります。骨髄等の採取術については、責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた手術につき、保険期間を通じて1回を限度としてお支払いします。
- ・放射線治療給付金は、電磁波温熱療法を対象として含みます。対象となる放射線照射の方法は体外照射、組織内照射または腔内照射のいずれかに限ります。（血液照射は対象になりません。）また、お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、支払対象となった最後の受療から60日以内の受療は対象になりません。

②公的医療保険制度が改正された場合等のお取扱いについて

- ・公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

③健康還付給付金のお支払いについて

- ・支払対象年齢は、被保険者の契約年齢に応じて次のとおりとします。

被保険者の契約年齢	0～40歳	41～50歳	51～55歳	56～60歳
健康還付給付金の支払対象年齢	60歳または70歳（契約時にお選びいただけます）	70歳	75歳	80歳

・既払込保険料相当額は、次の計算式により計算します。

「**月払保険料相当額^{*1}×健康還付給付金支払対象期間^{*2}の月数^{*3}**」

- ・入院給付金等の合計額は、健康還付給付金支払対象期間^{*2}中の入院・手術・放射線治療に対して支払われる主契約の給付金の合計額とします。（各種特約の給付金等は含みません。）

^{*1} 払込方法にかかわらず、月払・口座振替扱の1か月分の保険料とします。（各種特約・特定疾病保険料払込免除特則は付加せず、死亡保険金は担保しないものとして計算します。）

^{*2} 健康還付給付金支払対象期間は次のとおりとします。

①健康還付給付金の支払対象年齢に到達した場合	契約日からその日を含めて健康還付給付金の支払対象年齢に到達する年単位の契約応当日の前日まで
②上記の支払対象年齢に到達する前に保険料払込みの免除事由に該当した場合	契約日からその日を含めて保険料払込みの免除事由に該当した日まで

^{*3} 1か月未満の端数がある場合は切り上げて計算します。

保険料払込みの免除について

以下のいずれかに該当したとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。

- 病気やケガにより、所定の高度障害状態になったとき
- 不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になったとき
- 特定疾病保険料払込免除特則が付加されている場合で、以下の①または②に該当したとき^{*1}

①初めて悪性新生物^{*2}と診断確定されたとき^{*3}

②心疾患または脳血管疾患^{*2}を発病したと診断され、所定の手術^{*4}または継続20日以上入院治療を受けたとき

^{*1} 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により保険料払込みの免除事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、保険料払込みの免除事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

^{*2} 上皮内新生物や高血圧性心疾患は対象になりません。その他、対象となる疾病の詳細については、普通保険約款の別表をご確認ください。

^{*3} 悪性新生物については、責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までを不担保期間とし、不担保期間終了まで（責任開始期前を含みます。）に悪性新生物に罹患した場合、悪性新生物による保険料払込みの免除はいたしません。この場合、不担保期間終了後に新たに悪性新生物に罹患されても、悪性新生物による保険料払込みの免除はいたしません。悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的所見が得られない場合は、その他の所見を認めることがあります。

^{*4} 手術給付金のお支払事由に該当する手術および先進医療に該当する手術を対象とします。

解約返戻金について

【基本保障・付加される特約・特定疾病保険料払込免除特則】

保険期間を通じて解約返戻金はありません。

【健康還付特則】

・健康還付給付金支払日前に限り解約返戻金があります。

・解約返戻金の額は、契約年齢・性別・保険料の払込年月数・経過年月数・入院給付金等の支払額により異なります。

・ご契約を途中でおやめになると解約返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額になり、特にご契約後短期間で解約された場合はほとんどありません。

また、入院給付金等の支払額によっては解約返戻金がまったくない場合もあります。

・死亡保険金をお支払いするタイプにご契約の場合、解約返戻金の額は、死亡保険金部分を含めて上記のとおりです。

●この保険では、**契約者貸付、保険料の自動振替貸付はお取り扱いしておりません。**

配当について

この保険の主契約および特約については、契約者配当金はありません。

生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法にもとづき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。当社の取扱者／代理店（生命保険募集人）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、当社の取扱者／代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、当社カスタマーセンターまでご連絡ください。

ご契約の際には「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。お申込みの前に必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえ、大切に保管してください。

主な記載事項	● 保険の特長としくみ ● クーリング・オフ	● 保険金・給付金等のお支払い ● 保険会社の責任開始期	● 解約返戻金 ● 健康状態・職業等の告知義務	● 特約について 等
--------	---------------------------	---------------------------------	----------------------------	---------------

保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている**疾病・医療保険**です。「保険種類のご案内」は、当社の取扱者／代理店または営業店にご請求ください。